

高度感染症研究センター実験棟の運用に向けた対応状況

長崎大学
高度感染症研究センター

1. 実験棟の運用に向けた対応予定

BSL-4生物災害等防止安全管理規則の運用スケジュール

大学

ステップ1

施設建設



「BSL-4生物災害等防止安全管理規則」の原案を作成



施設完成、引渡し

ステップ2

BSL-4施設稼働



「BSL-4生物災害等防止安全管理規則」を完成させる
(段階的に現行の学内規則に従って既存の病原体等を用いた教育訓練を並行して実施)



特定一種病原体等所持施設の指定

ステップ3

大臣指定された
施設として稼働



「BSL-4生物災害等防止安全管理規則」に従って、
病原体等を用いた研究を実施



特定一種病原体等所持のための指定等

ステップ4

大臣指定された
所持施設として
稼働



「BSL-4生物災害等防止安全管理規則」に従って、
特定一種病原体等を用いた研究の実施

これまで以下の地域連絡協議会でご説明

- ・ 第1回 (H28.5.12)
- ・ 第9回 (H29.2.17)
- ・ 第22回 (H30.11.14)
- ・ 第27回 (R1.9.27) *
- ・ 第28回 (R1.11.19) *
- ・ 第32回 (R2.10.14) *
- ・ 第36回 (R3.5.31)
- ・ 第40回 (R4.3.23)
- ・ 第42回 (R4.9.27)

*特に第27回、第28回、第32回協議会において
左図を用いてご説明

第27回 (R1.9.27) 地域連絡協議会資料より

2. 竣工後、ステップ2（準備・検証）までの取り組み

ステップ1 〔建設〕

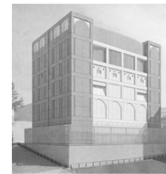
施設建設



施設完成・引渡し、研究設備・機材の搬入

ステップ2 〔指定に向けた準備・検証〕

BSL-4施設稼働



- ・地域へのご説明
- ・市、消防、警察との調整
- ・規則、基準、要項等の整備

- ・設備の検証・慣熟運転
- ・職員の教育訓練



特定一種病原体等所持施設の指定

ステップ3 〔指定〕

大臣指定された施設として稼働



感染症法上の感染症発生予防規程である
本学の規則および基準に従って
弱毒性の病原体等を用いた研究を実施



特定一種病原体等所持のための指定等

ステップ4 〔所持〕

大臣指定された所持施設として稼働



特定一種病原体等を用いた研究の実施

3. ステップ3（指定）へ向けた取組み

本学の管理

国の監督

ステップ1 〔建設〕

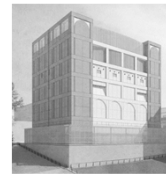
施設建設



施設完成・引渡し、研究設備・機材の搬入

ステップ2 〔指定に向けた準備・検証〕

BSL-4施設稼働



- ・地域へのご説明
- ・市、消防、警察との調整
- ・規則、基準、要項等の整備

- ・設備の検証・慣熟運転
- ・職員の教育訓練



特定一種病原体等所持施設の指定
(指定に先立ち感染症法の政令改正が必要)

令和6年6月 厚労省へ関係書類を提出
➡ 厚労省・警察庁による施設基準や訓練の実施状況、運用規則などの書類審査と現地確認

ステップ3 〔指定〕

大臣指定された施設として稼働



感染症法上の感染症発生予防規程である
本学の規則および基準に従って
弱毒性の病原体等を用いた研究を実施



特定一種病原体等所持のための指定等

ステップ4 〔所持〕

大臣指定された所持施設として稼働



特定一種病原体等を用いた研究の実施